

平成27年第2回 富良野広域連合議会定例会報告

平成27年第2回定例会が、10月30日(金)開催され、補正予算等8件の議案が審議されたほか、副議長の選挙及び常任委員会等委員の選任が行われました。

〔補正予算〕可決

○平成27年度一般会計補正予算第3号
歳入歳出それぞれ382万5千円を追加

《歳入》

- ・市町村負担金 Δ4,957万4千円
- ・繰越金 5,029万9千円
- ・連合債(緊急防災減災事業債)

310万円

《歳出》

- ・一般管理費(職員管理費) 20万円
- ・畜産業費(職員管理費) 21万6千円
- ・上富良野消防署費(職員管理費) 9万5千円
- ・南富良野支署費(一般事務費) 33万6千円
- ・占冠支署費(職員管理費・各種負担金) 77万5千円
- ・上富良野消防団費(需用費ほか) 30万7千円
- ・占冠施設費(施設修繕料) 61万1千円
- ・富良野学校給食センター費(職員管理費ほか) 50万6千円
- ・上富良野学校給食センター費(施設修繕料) 77万9千円

【教育委員会委員の任命】同意

○中野守氏(中富良野町)、森田智恵子氏(占冠村)

〔決算認定〕認定

○平成26年度一般会計歳入歳出決算
【専決処分報告】承認

○平成27年度一般会計補正予算第2号

《歳入》繰越金 50万円

《歳出》中富良野支署費(旅費) 50万円

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

○北海道市町村退職手当組合規約の変更

【その他】

○例月出納検査結果報告

○平成26年度教育行政評価報告

富良野広域連合議会の構成(10月30日現在)
◎委員長、○副委員長
議長 伊藤 健(南) 副議長 長谷川德行(上)

【総務産業委員会】

岡本康裕(上)・金子益三(上)・◎石神唯安(中)・安東義彦(中)・酒井年夫(南)・○山本敬介(占)・本間敏行(富)

【文教環境委員会】

長谷川德行(上)・北條隆光(中)・○川村勝彦(南)・佐野一紀(占)・工藤國忠(占)・◎萩原弘之(富)・宇治則幸(富)

【議会運営委員会】

○金子益三(上)・石神唯安(中)・◎酒井年夫(南)・工藤國忠(占)・萩原弘之(富)
【議会選出監査委員】
山本敬介(占)

富良野税務署からのお知らせ

事業者の皆様へ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

納期の特例の適用を受けた方の、7月から12月までに源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてきました。期限までの納付をお願いします。

納付期限 平成28年1月20日(水)

◎ 納付手続きには、下記の方法があります。

1 最寄りの金融機関(郵便局・銀行などの日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の窓口で納付する方法(現金に納付書を添えて、納付して下さい。)

2 ダイレクト納付等を利用して電子納税する方法(ご利用には、事前に税務署へ届け出が必要です。)
電子納税は自宅に居ながらにして国税の納付手続きが可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなければならない、あるいは窓口の受付時間内しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。

お問い合わせ：富良野税務署
電話 0167-22-2144

平成28年1月から制度スタート
マイナンバー制度

「通知カード」と「個人番号カード」についてのお知らせ

「通知カード」は届いていますか？

通知カード
個人番号
氏名
住所
生年月日
性別

マイナンバーの「通知カード」が占冠村では10月24日より順次各世帯に配付されています。

不在の場合は赤色の「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」が投函されますが、保管期限が切れると、通知カードは占冠村役場に転送されます。

役場に転送された通知カードは一定期間保管されますので、通知カードが届いていない場合は役場まで連絡をお願いします。

※通知カード（緑色）は貴方にマイナンバーを知らせるものです。紛失した場合、再発行に手数料（500円）がかかりますので、大切に保管してください。

「個人番号カード」を申請するには

個人番号カード

氏名
住所
生年月日
性別
個人番号（裏面）

「個人番号カード」を申請する場合（希望者のみ）は、通知カードの下にある「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記載し、顔写真を添付して、同封の封筒にて郵送してください。

平成28年1月以降に「交付通知書（はがき）」が申請者のご自宅に届きますので、必要な持ち物をお持ちのうえ、占冠村役場またはトナム支所にて「個人番号カード」を受け取ってください。なお、カードの受け取りは原則申請者ご本人となります。

ご不明な点がございましたら、保健福祉課戸籍担当（電話56-2123）までお問い合わせください。

1月1日は

固定資産税及び住民税の賦課期日となる大事な基準日です

固定資産税は、基準日である1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを称して「固定資産」といいます。）を所有している人に課せられる税です。固定資産の所有に変更がある場合や、家屋の新築・増築・取り壊し等がありましたらご連絡ください。

また、償却資産（事業用資産）の所有者は地方税法の規定により申告が必要です。平成27年中の異動を申告するための書類を発送しますので、平成28年1月31日までに提出をお願いします。インターネット上で地方税ポータルシステム（eLTAXIIエルトックス）から償却資産の電子申告を受け付けることができますので、ご利用ください。

平成28年度の住民税は、平成27年1月1日～12月31日の収入に対して、平成28年1月1日に住民基本台帳に登録されている市町村で課せられます。給与収入を得ている方は、所属する事業所へ住民基本台帳に登録されている住所を申告し、確定申告が必要な方は、申告書の住所欄に住民基本台帳に登録されている住所を記載します。

◆税に関するお問い合わせ

総務課税務担当 56-2125